第 110 回 (R3. 5. 17)

資料3

全国町村会 行政委員会副委員長 青森県階上町長 浜 谷 豊 美

# 障害者総合支援法の見直しについて

### I地域における障害者支援について

- 障害の重度化・障害者の高齢化を踏まえた地域での生活の支援、地域でのサービスの在り方
- 地域での自立生活への移行や継続を支えていくための相談支援の在 り方

### 〈町村における課題等〉

○障害の重度化や障害者の高齢化に対応するためには、受け皿となる障害福祉サービス事業所の整備が重要であるが、中山間地や離島等においては、圏域内に事業所がない場合が多く、介護人材も不足しているため、新たな受け入れ先を確保することが困難。

遠方の通所サービス等を利用する場合は、移動手段の確保も課題。

- ⇒<u>圏域内に、障害の度合いや本人の希望に応じて利用できる障害福祉サービス事業所が設置できるよう、人材確保も併せて支援が必要。</u>
- ○障害者の自立生活への移行や継続を支えるためには、地域に密着した 相談支援専門員の存在が不可欠であるが、町村部では、相談支援専門 員の数が少ないため、相談件数の増加、内容の多様化への対応等によ り、一人の専門員にかかる負担が増大。
- ⇒<u>国、都道府県による相談支援専門員育成の推進とともに、町村部への配</u> 置についても配慮が必要。

## II 障害児支援について

- 障害児通所支援の在り方
- いわゆる「過齢児」をめぐる課題

### 〈町村における課題等〉

○女性の就労率の上昇等に伴い、「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」の利用が増加。

- ⇒<u>町村に財政的な負担超過が生じないよう、十分な財政措置とともに、</u> 質の高い適正なサービスを提供するための人材確保が必要。
- ○「過齢児」については、地域移行の際、町村部では、受け入れ先となる 事業者等の確保が困難。
- ⇒雇用と福祉の連携が重要であるため、地域と事業者、ソーシャルワー カー等が一体となって、個人の実情に応じた社会参加が円滑に進む ような体制整備への支援が必要。

### III 障害者の就労支援について

- 短時間雇用など多様な就労ニーズへの対応や加齢等の影響による一 般就労から福祉的就労への移行について
- 雇用と福祉の連携強化について

#### 〈町村における課題等〉

- ○雇用受け皿の少なさや就労支援員の不足等が大きな課題。
- ⇒<u>町村が円滑に障害者雇用を進められるよう、国からの適切な支援が</u> 必要。
- ○就労支援に関して、
- (1)障害者総合支援法の「就労系障害福祉サービス」は、農作業や景観保全をはじめとした地元貢献など、障害者の活動が地域活性化に結びつく可能性。
- (2)農業と福祉が連携した「農福連携」では、障害者の身体面・精神面の状況の改善や新たな地域コミュニティの形成も期待。
- ⇒こうした農山村地域の資源や価値を活かした取組・活動等の推進が 重要。
- ○コロナ禍により企業訪問や企業実習が制限され、障害者の就労環境 は一段と厳しい状況。
- ⇒テレワーク等の多様な働き方ができる仕組みづくりが必要。

### ₩ おわりに

- ○町村では、地域と障害者をつなぐ施策等も含め、それぞれ地域の実情 に応じて知恵を絞り、日々努力している。
- ○今後の障害福祉サービスの検討に当たっては、全国的な制度とともに、それぞれの自治体の主体的な取組を生かしていく視点も重要。両者のバランスをとりながら、持続可能な障害福祉サービスの確保を目指す方向で検討していただきたい。